三　法第五十七条第十一項第二号ハ又はニに掲げる事実が生じた同号の内国法人の当該事実に係る同号ハ又はニに定める事業年度　イからニまでに掲げる事由（当該内国法人の当該事実が再生支援（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十八条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。）によるものである場合にはイ、ロ及びホに掲げる事由とし、当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該内国法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ　当該内国法人の当該事実に係る債務処理に関する計画（ニにおいて「再建計画」という。）で定められた弁済期間（当該内国法人が当該内国法人に対する債権で当該事実が生じた日前に生じた債権として財務省令で定めるもの（ニにおいて「事実発生前債権」という。）に係る債務の弁済をする期間をいう。）が満了したこと。

ハ　当該内国法人の当該事実に係る事実発生前債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該内国法人以外の者で当該内国法人の事業の再生のために債務を負担する者が当該内国法人の当該事実に係る再建計画において明示されている場合において、その者が債務（当該再建計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該内国法人に対して有することとなつた債権及び当該事実発生前債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。

ニ　当該内国法人の当該事実に係る再生支援に係る全ての業務が完了したこと。

ホ　当該内国法人の当該事実に係る再生計画取消しの決定の確定

四　法第五十七条第十一項第二号イに規定する政令で定める事実は、同号イの更生手続開始の決定に係る次に掲げる事実とする。

一　当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

二　当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

三　当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

3　法第五十七条第十一項第二号ロに規定する政令で定める事実は、同号ロの再生手続開始の決定に係る次に掲げる事実とする。

一　当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

二　当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

三　当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

四　当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

4　法第五十七条第十一項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　第百十七条の三各号（再生手続開始の決定に準ずる事実等）に掲げる事実

二　法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあつたこと（法第五十七条第十一項第二号ハに掲げるものに該当する事実を除く。）

5　法第五十七条第十一項第三号に規定する内国法人の設立の日として政令で定める日は、同号の内国法人の設立の日（当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日とし、当該内国法人が当該各号のうち二以上の号に掲げる法人に該当する場合には当該二以上の号に定める日のうち最も早い日とする。）とする。

一　合併法人　当該合併法人とその合併に係る被合併法人の設立の日のうち最も早い日

二　分割承継法人（その分割により分割法人が行つていた事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き行うものに限る。）　当該分割承継法人とその分割に係る分割法人（その分割により当該事業を移転するものに限る。）の設立の日のうち最も早い日

三　被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が行つていた事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き行うものに限る。）　当該被現物出資法人とその現物出資に係る現物出資法人（その現物出資により当該事業を移転するものに限る。）の設立の日のうち最も早い日

四　その内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は法第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人（当該内国法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものに限る。）の残余財産が確定した場合における当該内国法人　当該内国法人と当該他の内国法人の設立の日のうち最も早い日

五　特別の法律に基づく承継を受けた法人その他財務省令で定める法人　当該承継に係る被承継法人の設立の日その他財務省令で定める日

6　前項の規定は、法第五十七条第十一項第三号に規定する他の通算法人の設立の日として政令で定める日について準用する。

7　法第五十七条第十一項第三号に規定する政令で定める事由は、同号の内国法人（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）に係る次の各号に掲げる事由とし、同項第三号に規定する当該事由が生じた日として政令で定める日は、当該各号に掲げる事由が生じた日とする。

一　その発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

二　その発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

第百十六条の見出しを「（災害損失金額の範囲）」に改め、同条第一項中「災害による損失金の繰越し」を「欠損金の特例」に改め、「同項に規定する欠損金額のうち、」及び「（法第八十条第五項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する災害損失欠損金額に係る同項に規定する損失の額で政令で定めるもののうち同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）に達するまでの金額」を削り、同項第一号中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第百十六条の二を削る。

第百十六条の三中「（同項に規定する個別欠損金額を含む。）」を削り、同条を第百十六条の二とする。

第百十六条の四を第百十六条の三とする。

第百十七条を削る。

第百十七条の二中「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（同項第三号に掲げる場合に該当する場合には、第一号に掲げる金額）」を「同項に規定する適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額」に改め、同条各号を削り、同条を第百十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（民事再生等の場合の債権の範囲）

第百十七条の二　法第五十九条第二項第一号（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める債権とする。

一　再生手続開始の決定があつたこと　民事再生法第八十四条（再生債権となる請求権）に規定する再生債権（同法に規定する共益債権及び同法第百二十二条第一項（一般優先債権）に規定する一般優先債権で、その再生手続開始前の原因に基づいて生じたものを含む。）

二　法第五十九条第二項に規定する政令で定める事実　当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権

（再生手続開始の決定に準ずる事実等）

第百十七条の三　法第五十九条第三項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する政令で定める事実は、次の各号に掲げる事実とし、同項第一号に規定する政令で定める債権は、前条第一号に掲げる事実にあつては同号に定める債権とし、当該各号に掲げる事実にあつては当該各号に定める債権とする。

一　内国法人について特別清算開始の命令があつたこと　その特別清算開始前の原因に基づいて生じた債権